

よくあるお問い合わせ

①防火管理のこと		
①-1	防火管理者はどのような人を選任したら良いですか。	消防計画の作成や避難訓練の実施等の防火管理上必要な業務に関する決定及び実施について一定の権限を有する方で、防火管理講習修了者等の資格を有する方を選任してください。
①-2	防火管理者を選任しないと罰則はありますか。	・防火管理者選任届出を怠った場合は、30万円以下の罰金又は拘留に処されることがあります。 ・防火管理者選任義務があるにも関わらず選任せず、命令にも応じない場合は、6ヶ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されることがあります。
①-3	テナントビルに入居しています。テナント部分も防火管理者の選任は必要ですか。	管理権原が各テナントに分かれていれば、それぞれのテナントの管理権原者が、防火管理者の選任・届出の義務を負います。管理権原の形態については、管理会社などにお問い合わせください。

②資格のこと		
②-1	防火管理者になるにはどうしたらよいですか。	防火管理者資格者講習を受講し、資格を取得する必要があります。 福岡市消防局で「防火管理者新規講習」を開講しています。【「講習案内」はこちら】
②-2	防火管理者の資格に種別はありますか。 甲種、乙種どちらを受講すればよいですか。	防火管理者選任予定の建物の使い方(用途)や規模等によって、防火管理者として選任することができる資格が違います。(甲種、乙種)【「防火管理者の資格について」詳しくはこちら】
②-3	防火管理者の資格は失効しますか。	防火管理者の資格は、失効することはありません。 ただし、福岡市内で実際に防火管理者に選任されている方は、防火管理に関する再講習を受けることが義務づけられています。
②-4	防火管理者再講習(再講習)の受講期限が知りたい。	再講習の受講期限については、以下の3つの場合があります。 ① 防火管理に関する講習(新規講習または再講習)修了日から4年以内に防火管理者に選任されている方 → <u>講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内</u> に再講習を受講する必要があります。 ② 防火管理に関する講習(新規講習または再講習)修了日から4年を超えて防火管理者に選任されている方 → <u>選任日から1年以内</u> に再講習を受講する必要があります。 ③ 防火管理者に継続して選任されている方 →防火管理に関する <u>講習(再講習)修了日以後の最初の4月1日から5年以内</u> に再講習を受講する必要があります。 ※再講習を受講しない場合は、適正な資格を有する防火管理者が選任されていないことになります。

③届出のこと		
③-1	防火管理者の選任手続きを知りたい。 (防火管理者の資格を取得した。防火管理者の資格を保有している。)	①管轄消防署へ「防火管理者選任届」の届出を行ってください。 ②「消防計画」を作成してください。(消防計画書のひな形は、福岡市消防局のHPからダウンロードできますので、ご活用ください。→HP案内) ③管轄消防署へ「消防計画作成届」の届出を行ってください。(②で作成した消防計画を添えて) ※①と③は同時にえます。 ※届出は、消防署の窓口若しくは電子申請で行うことができます。 【「申請様式」についてはこちら】
③-2	防火管理者の届出はいつまでにすればよいですか。	明確な期限はありませんが、速やかに届出を行ってください。
③-3	所有者が変更になった場合の防火管理に関する手続きが知りたい。 (防火管理者を既に選任している建物の場合)	新たな所有者(管理権原者)が、防火管理者の選任を行わなければなりません。 防火管理者は、消防計画を作成し届け出なければなりません。
③-4	所有者が変更になった場合、必要な手続きはありますか。	「防火対象物点検の特例認定」、「防災管理点検の特例認定」を受けている場合は、「管理権原者変更届出書」を管轄の消防署に届出が必要があります。【「申請様式」についてはこちら】

④消防計画のこと		
④-1	消防計画の作成方法を教えてほしい。	ひな形を参考に、建物の利用形態に応じた内容で作成してください。【「申請様式」についてはこちら】
④-2	消防計画はHP掲載の消防計画書を使用しないといけませんか。	法令に定める項目を網羅していることが重要です。建物の実情に応じた内容で作成してください。ひな形は、自由に修正削除して問題ありません。
④-3	防火管理者が変更になります。消防計画の変更の必要はありますか。	消防計画書は、防火管理者が作成し届け出ることと定められています。変更後の防火管理者が消防計画を作成し、届出を行ってください。

⑤避難訓練のこと		
⑤-1	消防・避難訓練通知の控えがほしい	「消火・避難訓練通知書」又は「防災避難訓練通知書」を消防署の窓口に2部届出を行ってください。【「申請様式」についてはこちら】

⑥その他		
⑥-1	届出様式の書き方を教えて欲しい。	HPに記載例を掲載しています、参考としてください。【「申請様式」についてはこちら】
⑥-2	〇〇という建物の防火管理者を教えてほしい。	個人情報に関わることのため、教えることはできません。